

「The Japanese Journal of Antibiotics」電子アーカイブ化に伴う著作権委譲に関する告知
(お願い)

公益財団法人 日本感染症医薬品協会は機関誌として「The Japanese Journal of Antibiotics」(以下「JJA」という)を刊行して参りました。

この度、独立行政法人 科学技術振興機構の電子アーカイブ対象選定委員会によって、「JJA」(The Journal of Antibiotics、Series B 1953年以降)が電子アーカイブ対象候補誌として選定されました。この電子アーカイブでは、誌面を電子データ化し、同機構インターネットウェブサイト上で公開されます。つきましては、電子化された論文のすべてが同機構のサーバに保存されるため、著作権が本会に帰属していることが条件となります。

電子アーカイブ化にあたっては、著作権法により、掲載された論文などの著者からその著作権の譲渡を必要とします。

「JJA」の2005年以降の投稿規定には「著作権は本会が占有する」ことが定められておりますが、2004年以前は著作権の委譲が明示されていませんでした。

これは、投稿者が本会会員に限定されており、論文投稿の目的が著作権の取得・行使ではなく、当該論文の広知であることが自明であったためと思われまます。すなわち、2004年以前にも著作権の委譲につき黙示の意思表示があったと解します。しかし、本電子アーカイブ化を進めるにあたり、1953年～2004年の論文についても著作権は本会に帰属するとの黙示の意思表示があったことを確認いたしたく、ここに告知申し上げる次第です。

万一、上記に関しましてご了承いただけない場合、あるいはご不審の点がある場合は2011年10月末日までに本会編集局に文書または電子メールでお申し出ください。本会は、標記の件が著者のみなさまの目に触れることを前提としておりますが、何らかの事情で、お知りになる機会がなかった場合には、期限を過ぎましても、あらためて個別にご相談させていただく所存です。なお、お申し出のない場合には、電子アーカイブとして公開する時期がまいりました段階で、論文を掲載させていただきたいと存じます。

【お問い合わせ】

〒141-0021 東京都品川区上大崎 2-20-8

公益財団法人 日本感染症医薬品協会

「The Japanese Journal of Antibiotics」編集局

E-mail: jjja@antibiotics.or.jp TEL:03-3491-0181 FAX: 03-3491-0179